

令和3年

2月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和3年2月定例総会 会議録

1 日 時 令和3年2月12日（金） 午前9時30分 開議

2 場 所 平田農村環境改善センター 多目的ホール

3 出席委員（26名）

1番	佐藤 浩良	委員	2番	齋藤 均	委員	3番	池田 良之	委員
4番	阿部 香美	委員	5番	吉高祐二郎	委員	6番	佐藤 利篤	委員
7番	五十嵐弘樹	委員	8番	伊藤 正行	委員	9番	伊與田明子	委員
			11番	川村 恵実	委員	12番	池田 耕	委員
13番	池田 憲一	委員	14番	土田 治夫	委員	15番	佐藤 秀之	委員
16番	飯塚 将人	委員	17番	佐藤 良	委員	18番	遠田 裕己	委員
19番	石川 渡	委員	20番	佐藤 耕造	委員	21番	兼山 宏勝	委員
22番	高橋 公基	委員	23番	高橋 義弘	委員	24番	三浦ひとみ	委員
25番	尾形 大介	委員	26番	後藤 保喜	委員	27番	佐々木治人	委員
28番	大場 重樹	委員	29番	荘司太一郎	委員			

4 欠席委員（1名）

10番 五十嵐直太郎 委員

5 事務局職員出席者

事務局長 村岡 修 事務局次長 遠田 博 農地主査兼係長 阿彦智子  
主事 佐藤輝一  
専門員 後藤重明 調整主任 門脇正博 主査 五十嵐則子

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 解約
4. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第 5号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議第 6号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議第 7号 農用地利用集積計画について  
議第 8号 農地中間管理事業 農用地利用配分計画案について  
議第 9号 各証明願いについて  
議第10号 酒田農業振興地域整備計画の変更について

---

## 開 会

(午前9時30分 開会)

○村岡事務局長

おはようございます。ただいまから令和3年2月酒田市農業委員会定例総会を開催いたします。開会にあたりまして、齋藤均職務代理がご挨拶を申し上げます。

○齋藤 均 職務代理

( 挨 拶 )

○村岡事務局長

ありがとうございました。

総会の議長は、酒田市農業委員会規程第19条により、会長が務めるとなっております。また、会長が欠席したときは職務を代理することとなっております。それでは、齋藤会長職務代理者、よろしくお願いいたします。

○齋藤 均 議長

それでは、皆さんのご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。

本日の欠席委員は、10番、五十嵐直太郎委員です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

---

### ◎議事録署名委員の選任

○齋藤 均 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願います。

議事録署名委員に、8番、伊藤正行委員、9番、伊與田明子委員の両名をお願いいたします。

---

### ◎報 告 事 項

○齋藤 均 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を求めます。

○村岡事務局長

報告事項につきましては、議案の1ページからになります。

1、農地法第3条の3届出書の受理について13件、2、農地法第4条届出書の受理について1件、3、農地法第5条届出書の受理について2件、4、解約1件、5、農地法第18条第6項の規定による通知受理について25件、以上42件について農地係長が報告いたします。

○阿彦主査兼農地係長

議案書1ページからです。

(報告事項を朗読説明する)

報告事項は以上です。

○齋藤 均 議長

報告事項ではありますが、ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

## ◎議第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

### ○齋藤 均 議長

これより議事に入ります。

議第5号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

### ○村岡事務局長

議第5号 農地法第3条の規定による許可申請については、13件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。  
詳細について説明を申し上げます。

### ○阿彦主査兼農地係長

議第5号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、要件欄に記載のありますとおり1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件、その他経営面積まで農地法第3条第2項の各号には該当せず許可要件を満たしているものと考えます。また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はございません。

それでは、13ページの酒田8番から申し上げます。

土地の表示は、字鷲谷地の田6筆になります。相手方の要望での所有権移転ということでございます。先ほど、18条6項での解約報告があったものでございまして、農用地区域内の青地でございます。別添資料の1ページをご覧ください。10アール当たりの対価が25万円となりまして、総額では131万4,000円ほどになっております。議案書に戻りまして、酒田9番です。

大町の田6筆につきまして、相手方の要望によつての所有権移転です。別添資料をご覧くださいとおり、10アール当たりの対価は22万8,000円ということでございますが、詳細につきましては、634番から635番、636番までの3筆が10アール当たり25万円、637番から639番までは20万円の単価でございまして、それをならした形で22万8,000円、総額では210万円ほどでの売買となるものでございます。こちら青地でございます。

続きまして、酒田10番、酒田11番、同じ受入でございます。酒田10番のほうは、先ほど解約で報告した箇所になっております。10アール当たりの対価につきまして別添資料をご覧ください。20万円で、相手方の要望による所有権移転でございます。

議案書のほうに戻ります。

酒田11番、広野の畑になりますが、相手方の要望によりまして、贈与での所有権移転となります。続いて、酒田12番です。浜中の畑1筆につきまして、相手方の要望で贈与での所有権移転となります。なお、状況としましては農用地区域外の白地でございまして、従来から受人のほうが管理耕作を行ってきたという箇所になっているようでございます。

14ページをお開きください。

酒田13番です。坂野辺新田の田1筆につきまして、相手方の要望によつての所有権移転、贈与となります。場所は青地でございます。受人がもともとこの箇所の近隣を耕作中ということでございます。

酒田14番を申し上げます。こちらの渡人と受人の関係は親子になります。横代の畑と田につきまして、年金を伴わない経営移譲ということでの5年間の使用貸借権の設定ということになっております。なお、このたび受人が親元就農ということでございまして、認定新規就農申請を予定しているため、このように使用貸借権を設定するものでございます。なお、住所が異なっておりますが、従来から同一経営で営農していたということでございますので、同一世帯扱いをしております。

続いて、酒田15番です。こちらの関係も親子になりまして、農業者年金を伴わない経営移譲ということでございます。使用貸借権の設定は10年間です。

酒田16番です。こちらの関係も親子になります。年金を伴う経営移譲で再設定となります。20年間の使用貸借権の設定でございます。なお、受人の経営状況は、農業共済の細目書等での確認が済んでいるところでございます。

15ページになります。

酒田17番、酒田18番、関連でございます。酒田17番につきましては祖父と孫、酒田18番は父と子で年金を伴わない経営移譲ということでございます。使用貸借権の設定は20年間です。酒田19番を申し上げます。こちらも親子の関係になりまして、年金を伴わない経営移譲の20年間で使用貸借権設定となります。松山お願いします。

○松山総合支所 門協調整主任

続きまして松山です。

松山3番、親子になります。今回の申請事由は、年金を伴う使用貸借で期間が17年です。これまで地元の法人と賃貸借していたものを先月末に合意解約し、後継者である娘の経営規模拡大のために締結されるものです。なお当該農地は、全て再設定済みであり、渡人の農業者年金への影響はないものです。また、期間が17年となっておりますが、平成30年に締結された再設定使用貸借の終期に合わせたものとなっております。以上です。

○齋藤 均 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

2月5日に第3班による農地調査委員会を行っております。

議第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員会からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めにお願いします。何かございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

それでは、初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。

議事参与の制限に25番、尾形大介委員が該当する案件がありますので、退席を求め、暫時休憩いたします。

午前9時47分 休憩

午前9時48分 再開

○齋藤 均 議長

再開します。質疑に入ります。

議案15ページの酒田17番、18番について、ご質問、ご意見のある方お願いします。ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。採決に入ります。

酒田17番、18番について、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、酒田17番、18番について許可決定といたします。  
ここで、25番、尾形大介委員の退席を解除し、暫時休憩といたします。

午前9時48分 休憩

午前9時49分 再開

○齋藤 均 議長

再開します。続きまして、これまで許可決定した農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の議案以外について審議します。  
ご質問、ご意見のある方はお願いします。どうぞ。

○14番 土田治夫委員

14番、土田です。酒田8番、9番の案件ですけれども、相続財産管理人で弁護士をたてているよう  
ですけれども、この方に相続人はいないのでしょうか。それから、この田は既に圃場整備されて  
いる田なのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○齋藤 均 議長

事務局説明をお願いします。

○阿彦主査兼農地係長

渡人につきまして、相続人不存在の場合には、民法によりまして、このような相続財産管理人を立  
てることとなります。よって、相続放棄かどうかの確認はしておりませんが、相続人がいない状況  
となっております。また、こちらの田については、圃場整備が入っているというふう聞いてお  
ります。裁判所の審判に伴いまして、この価格での売買となったところです。  
以上です。

○14番 土田治夫委員

了解しました。

○齋藤 均 議長

ほかにご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議事参与の制限の議案以外の案件について許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議事参与の制限の議案以外を許可決定といたします。  
以上により、議第5号については全て許可決定といたします。

---

#### ◎議第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

続きまして、議第6号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたしま  
す。事務局の説明を求めます。

○村岡事務局長

議第6号 農地法第5条の規定による許可申請については、2件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。  
詳細について説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

それでは、16ページの酒田3番です。

議第6号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

酒田3番の渡人は、複数名になっておりまして、受人は、法人でございます。申請事由は砂採取でございまして、農地区分が農用地区域ということでございまして、1年間の一時転用ということでの賃貸借権設定になっております。

土地の表示の面積のところをご覧いただきますと、左側に書いてあります面積が登記簿面積でございます。右側に括弧書き表記されているものは、実測での面積を出したうえで、そのうち転用を行う面積を括弧書き表示で示してございます。そのため、下から5行目のところをご覧いただきますと、登記簿面積が1,533平米に対しまして、実測して採取を行う面積が1,577平米となっておりますが、そういった事情によるものでございます。なお、このたびの採取量は2万7,793立米を予定しておりまして、登記簿地目が山林の箇所についても現況は畑となっているものでございます。別添資料をご覧いただきたいと思っております。別添資料の2ページ、3ページになります。位置図をご覧いただきますとおり、JAそでうらのカントリーエレベーターの近くにある農道と高速道路の間に挟まれている箇所になっております。そして、このたびの計画は、当初から数えまして9回目に当たるものでございます。字切図をご覧いただきますと、農道に沿いまして9回目の箇所の採取を行う計画ですが、これまで7回目、8回目のときに利用しておりました搬出路を通りまして搬出を行う予定でございます。なお、8回目のタイミングが令和2年の5月からでございまして、まだそちらの転用期間が残っているところでございまして、そちらを合わせて利用することになっております。

今回、採取に関しての掘削深は7メートルほどを予定しております。そのため、小段をつける予定でございます。また、採取の範囲については東西で約100メートル、南北で約120メートルの予定でございまして、予備調査については、平成30年11月に行われております。

別添資料の6ページから13ページまで、確約書をつけてございます。渡人が15~6人ほどになっておりますが、それぞれ地権者ごとに確約書を記入していただきまして、営農計画、それから、農業従事者を記入していただいているところでございます。主に、柿、イチジクなどの花木の予定となっているようでございます。

後ほど、スライドでご覧いただきまして説明いたします。

○八幡総合支所 後藤専門員

続きまして、八幡の1番です。

芹田の畑について、所有権移転するものです。申請の事由としては、駐車場敷地としての利用になります。農地区分につきましては、公共投資の対象とされていない生産性の少ない小集団の農地であることから、第2種農地の判断をしております。都市計画との関係では、未線引きの都市計画区域でありますけれども、農業振興地域整備計画によりましては、振興地域外の農用地区域外というような区分になっております。周辺は道路と宅地に囲まれておりまして、周辺農地への影響はないというふうな判断をしております。

別添資料の4ページ、5ページをご覧ください。

まず位置図ですが、八幡地内の国道345号を北上しまして、芹田の集落の中ということになります。5ページの案内図をお願いします。

真ん中北側に走っているのが国道345号線で、その中ほど左側に入ってカーブになっているところの角の土地になります。6ページの下、字切図をご覧ください。

道というのが、この細い道が環状に走っておりますけれども、このカーブのところでは25-2というのが当該地ということになっております。

現況写真につきましては、後ほどスライドで説明をさせていただきます。

(スライド準備) 説明は以上です。

○齋藤 均 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第6号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認します。

八幡1番の現地調査の結果を5番、吉高祐二郎委員よりご報告をお願いします。

○5番 吉高祐二郎委員

5番、吉高です。よろしくをお願いします。

2月1日に事務局と一緒に現地確認をしてみました。

周囲への影響もなく許可することに問題はないと思います。

○齋藤 均 議長

ありがとうございます。

砂採取の案件については、地元委員の確認のほか、砂利対策協議会予備調査で確認を行っておりますので、地元委員からの報告は割愛いたします。

これより質疑に入ります。ご質問、ご意見のある方をお願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第6号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第6号については許可決定といたします。

---

### ◎議第7号 農用地利用集積計画について

続きまして、議第7号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。

○村岡事務局長

議第7号 農用地利用集積計画については、1、一般事業、(1)所有権の移転2件、(2)利用権の設定50件の計画の申出がありました。その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

議第7号 農用地利用集積計画について。

1番、一般事業、(1)所有権の移転です。公告予定日は令和3年2月17日の予定です。

なお、今回審議いただく農用地利用集積計画の前提につきましては、要件欄に記載がありますとおり1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、自立、意欲、能力要件、4、認定農業者等、



5、経営面積まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを地元農業委員からあらかじめ確認をしていただいております。

それでは、議案書の広野1番を申し上げます。広野の田2筆につきまして、10アール当たりのの対価が55万円、総額で144万7,600円での売価となります。移転時期、支払い時期は、令和3年2月26日の予定となっております。

松山お願いします。

○松山総合支所 門脇調整主任

続きまして松山です。

松山1番、山寺の田1筆、10アール当たりの価格は60万円、総額で18万7,200円です。移転時期、支払い時期は令和3年2月26日を予定しております。受人は認定農業者となっております、渡人の要望によって売買することになったものです。

以上になります。

○阿彦主査兼農地係長

続いて、議案書18ページをお開きください。

1、一般事業の(2)利用権の設定です。

公告予定日は令和3年2月17日の予定となっております。

なお、利用権の設定につきまして、今回別添資料とまたもう一冊別に、説明用に横長の資料を添付してございます。そちらも併せてご覧いただきますようお願いいたします。

それでは、上田1番を申し上げます。安田の田1筆につきまして、20年間の賃貸借権の設定となります。賃借料は1万3,000円ということでございます。

中平田1番、5年間で1万1,000円の更新の契約です。

北部2番、20年間で9,000円の設定による更新です。

袖浦3番と次のページの袖浦4番になりますが、こちらの受入の方は新規就農者になります。別冊資料の1ページも併せてご覧ください。袖浦3番のほうは、黒森の畑2筆につきまして総額で4,000円を割り返して7,029円、3年間の設定となります。

続いて、袖浦4番につきましても、黒森の畑2筆につきまして総額では5,000円になります。3年間の賃貸借権の設定となっております。先ほど解約報告があった筆でございます。

別冊資料の1ページについて申し上げます。

この方は、もともと一般の会社を経営されている方でございますが、従来より農業に興味を持っていらしたということでございまして、このたびブドウを主に栽培したいということでございます。栽培品目は、ブドウとサツマイモということでの計画になっております。

利用面積については今回10アールほどになっておりますけれども、来年以降もう少し面積を拡大する予定ということでございました。また、労働力については、奥様との2人で従事するというごことございまして、農機具等はこちらに書かれておりでございます。

それでは、議案書のほうにお戻りください。

浜中の5番と6番、同じ借受人でございます。賃借料が9,000円で、それぞれ10年間の更新契約となります。八幡お願いします。

○八幡総合支所 後藤専門員

八幡の1番です。北青沢の土地について、期間は10年で賃借料は9,000円になります。先ほど解約した案件になります。

八幡の9番、福山の田1筆になります。賃貸借期間は2年間で、2年終了後に売買をしたいという希望のようです。賃借料は1万1,000円になります。

次のページ、20ページをご覧ください。

八幡の10番、賃借料1万円で10年間の更新になります。八幡の11番、更新契約になります。1万1,000円で10年間になります。

八幡12と13は同じ借借人と借受人の関係になります。12のほうは期間が10年間、9,000円の更新になります。13番は2年間の9,000円の更新になります。2年後に違う方へ貸し直すということで、ここだけ2年間の契約となっております。

八幡14番、賃貸借権設定で、9,000円、10年間の更新契約になります。  
次のページ八幡の15番から23ページの八幡の29番まで、受人は新しく設立した株式会社〇〇への貸付ということになります。  
先ほどの横長の資料の2ページ、3ページをご覧ください。  
新規法人の法人要件は2ページになりまして、ご覧のとおり農地所有適格法人の要件を満たしているところです。  
引き続き4ページから6ページが〇〇の定款、7ページが登記事項全部証明書になります。  
8ページから12ページが農業経営改善計画認定申請書になりますのでご覧ください。  
議案書のほうに戻りまして、八幡の15番につきましては、貸付人が法人の構成員になっています。今回八幡15番から29番につきましては、法人構成員が持っていた農地の全部を法人に貸し付けるというのと、あと、法人構成員がこれまで借受けをしていた農地全てについて一旦解約をした上で法人のほうへ貸し付けるというような形になっております。  
貸し借りの全体的な条件としては、これまで借りていた条件と全く同じ条件で法人へ契約をするというような形になっております。基本的なパターンといたしましては、期間が令和3年2月18日から10年間、賃借料につきましては田が1万2,000円、畑が4,000円という設定になっております。なお、議案書説明のほうでは、この基本的なパターンと違う部分についてだけご説明をさせていただきます。  
八幡の15番、賃借料が2,000円で20年の契約になっております。  
21ページに行きまして18番、賃借料が3,000円の設定になっております。  
続きまして、19番、田の賃借料が9,000円という設定になっております。  
21番、賃貸借期間が5年です。23番は、畑はゼロ円という設定になっております。  
以上、29番までの説明を終わらせていただきます。

○松山総合支所 門協調整主任

続きまして24ページ、松山の4番になります。  
松山4番、こちら価格3,000円、1年契約の新規で先ほどの18条6項で合意解約され、借受人を第三者へ変更するもので、また、期間は1年となっておりますがこちらは令和4年度の間管理事業で改めて利用権設定し直すために終期を令和4年3月31日としたものです。また、議事参与の制限を受ける案件になっております。  
松山5番、3,000円、10年の新規です。  
松山6番、松山7番は貸付人が同じ方となっております。松山6番、1,000円、10年の新規です。松山7番、1万1,000円、10年の新規です。  
次の25ページの松山8番と松山9番は、1万1,000円、10年の更新となっております。  
以上になります。

○平田総合支所 五十嵐主査

続いて平田です。  
平田23番、24番、同じ借受人です。1万1,000円、10年、更新です。  
平田25番、1万円、5年の更新です。次のページです。  
平田26番から29番まで同じ借受人です。賃借料が3,000円、1年の更新です。こちらは、今までも1年で契約をしておりましたが、来年度についても1年で契約ということになっております。中山間地で条件の厳しい場所で耕作者の強い要望により1年となっております。  
平田30番、7,000円、3年、更新です。  
平田31番、32番、先ほど18条6項で解約のあったものです。どちらも借受人は法人になります。9,000円、3年、新規です。  
平田33番、賃借料が6,000円と3,000円混在しております。10年の新規です。  
平田34番、1万3,500円、10年の更新です。  
平田35番から次のページの37番まで同じ借受人になります。全て10年、賃借料1万1,000円、更新です。以上です。

○齋藤 均 議長

農地調整委員会の報告をお願いします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第7号 農用地利用集積計画について、農地調査委員会では特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入ります。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。農業委員に該当する案件として、18番、遠田裕己委員、12番、池田耕委員が該当する案件があります。議事参与の制限の案件として、2名に退席を求め、暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時22分 再開

○齋藤 均 議長

再開します。

議案19ページ八幡8番と議案24ページの松山4番の2件についてご質問、ご意見のある方お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

八幡8番と松山4番の2件について、計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、これら2件について、計画決定といたします。

ここで、18番、遠田裕己委員、12番、池田耕委員の退席を解除し、暫時休憩といたします。

午前10時23分 休憩

午前10時23分 再開

○齋藤 均 議長

再開します。

続きまして、これまで計画決定した農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の議案以外について審議します。ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議事参与の制限の議案以外を計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議事参与の制限以外の議案を計画決定といたします。

以上により、議第7号については全て計画決定となりました。

## ◎議第8号 農地中間管理事業農用地利用配分計画案について

続きまして、議第8号 農地中間管理事業農用地配分計画案についてを、上程の上、議題といたします。事務局の説明を求めます。

### ○村岡事務局長

議第8号 農地中間管理事業農用地利用配分計画案については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、その案を作成することが求められているものです。詳細について、担当が説明いたします。

### ○阿彦主査兼農地係長

29ページ、議第8号 農地中間管理事業農用地利用配分計画案についてです。

詳細については、30ページから33ページまでをご覧ください。

酒田市では、令和2年度より中間管理事業につきましては一括方式を採用しているところですが、既に農地中間管理機構が中間管理権を有している、つまり、機構が借受け中の農地につきましては、その耕作者を変更したい場合には、従来どおり配分計画によってその借受者を決めていくものになります。

この配分計画が議決されれば、案を中間管理機構に送付しまして、利害関係人への意見の聴取などの手続きを経た後、4月6日の県知事公告を持って賃貸借の効力が発生することとなります。

なお、今回の申請案件の主な内容としましては、個人の借受けから法人の借受けへの変更や経営移譲などの内容となる移転の手続きとなっております。

今回、横長で別添資料を作成しているものの3ページをご覧ください。

このたび新規の法人が借受けを行うための法人要件を整理した表がございます。

3ページの真ん中ほどにあります農事組合法人〇〇及び株式会社〇〇の2つが、このたび法人として新規での借り受けとなります。農事組合法人〇〇についての法人要件の確認については、こちらにありますとおり、法人要件を満たしているものと考えます。

別添資料の13ページから24ページまで、法人の定款、登記簿及び経営改善計画などが添付してございますので併せてご覧ください。また、株式会社〇〇につきましても、25ページから32ページまで同じく定款等が添付してございますので併せてご覧いただきたいと思います。

なお、議案のほうを補足しますと、今回の全ての移転案件につきまして、賃借料は1万1,000円をベースとしまして、耕作条件の悪い箇所について3,000円、6,000円などがございます。また、契約期間につきましても、従来の契約の残期間をそのまま引き継ぐものとなっているものでございます。詳細については資料をご覧いただきたいと思います。

なお、議事参与の案件としまして、吉高祐二郎委員、後藤保喜委員、尾形大介委員が議事参与の制限がかかるものでございます。

説明は以上です。

### ○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

### ○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第8号 農地中間管理事業農用地利用配分計画案について、農地調査委員会では特に問題はないとの意見であったことを報告します。

### ○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入ります。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。

5番、吉高祐二郎委員、25番、尾形大介委員、26番、後藤保喜委員に該当する案件がありますので、この計画案を先に審議します。3名に退席を求め、暫時休憩します。

午前10時29分 休憩  
午前10時29分 再開

○齋藤 均 議長

再開します。

質疑に入ります。

退席した3名に関連した議事参与の制限にかかる案件についてご質問、ご意見のある方お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。5番、吉高祐二郎委員、25番、尾形大介委員、26番、後藤保喜委員の関連する計画案について決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、3名の委員に関連する計画については計画決定といたします。ここで3名の委員の退席を解除し、暫時休憩といたします。

午前10時30分 休憩  
午前10時30分 再開

○齋藤 均 議長

再開します。

続きまして、議事参与の制限以外の案件について審議します。ご質問、ご意見のある方お願いします。ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第8号 これまで計画決定した議事参与の制限以外の議案について決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限以外の議案について決定といたします。

これで、議第8号は全て計画決定となりました。

---

### ◎議第9号 各証明願いについて

続きまして、議第9号 各証明願いについてを上程の上、議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

○村岡事務局長

議第9号 各証明願いについては、1件の証明願いがありましたので、証明書交付の可否を決定しようとするものであります。詳細については、担当が説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

それでは、34ページをご覧ください。

議第9号 各証明願いについてです。今回1件の申請がございました。これは、贈与税の納税猶予継続手続きが必要となります「農業を行っていることについて」の証明願いがあったことによるものでございます。今回の審議については、その経営状況等についてご審議いただくものでございます。

酒田1番の西坂本の〇〇さんです。この方については、昭和53年3月に贈与が発生しておりました。その後、平成27年12月に特定貸付を行っているものでございます。今回の自己経営地については、土地の表示の中で、面積表示のところに「登記簿」と表示している欄がございます。この59平米を自己経営しております。右側に括弧書きで特定貸付と記載しておりますが、こちらについては法人のほうに農地を貸し付けているということでございます。この箇所は、願い出人とご家族の方との共有名義になっている土地なのですが、その持分割合で納税猶予となることから、その持ち分での面積を表示しているものでございます。

また、〇〇さんの経営面積のところをご覧くださいますと、経営状況としては、今回の面積のほかにも自己経営地がございますが、この昭和53年の贈与が発生した以降の昭和60年代にこちらの一帯に国土調査が入っておりまして、そこで若干面積の差が出ているものでございました。税務署に確認したところ、面積が変わっても贈与税の制限がかかっているということでございますので、対象地としてご審議をお願いするものでございます。

なお、経営状況については、法人への貸付の分も合わせまして、農業共済の細目書の確認は済んでいるところでございます。

説明は以上です。

○齋藤 均 議長

質疑に入る前に、農業経営状況の確認をいたします。

酒田1番について、地元農業委員から状況を報告願います。後藤保喜委員お願いします。

○26番 後藤保喜委員

26番、後藤です。〇〇さんに関しましては、引き続き農業を営んでいることに間違いありませんので報告します。

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入ります。ご質問、ご意見のある方お願いします。  
ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第9号 各証明願いについて証明書を交付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第9号 各証明願いについては交付決定といたします。

---

◎議第10号 酒田農業振興地域整備計画の変更について

続きまして、議第10号 酒田農業振興地域整備計画の変更についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明を求めます。

○村岡事務局長

議第10号 酒田農業振興地域整備計画の変更については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、酒田市長から意見を求められているものです。  
詳細について、農地係長より説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

議案書35ページです。第10号 酒田農業振興地域整備計画の変更についてです。詳細は、36ページから38ページまでをご覧ください。

36ページにありますとおり、このたび酒田市長より意見を求められているものでございまして、37ページの計画をご覧くださいと、このたび農用地区域から262平米を除外するものということでございます。地番については、38ページをご覧ください。除外する土地の所在が載っております。大多新田の〇〇129番と130番それぞれ合わせての262平米ということになってございます。詳細について、縦長の別添資料の14ページから18ページをご覧ください。図面がつけてございます。

16ページに位置図がございしますが、JA庄内みどり本所のところから生石街道を生石のほうに進んでいただく途中に天真幼稚園さんがありますが、そこを右折して100メートルほどの箇所になっているところでございます。ちょうど大多新田の集落と富士見町との境になっている箇所でございます。案内図のほうにその詳細な地図が載っておりますのでご覧ください。

また、併せて18ページのほうに字切図が載っております。129番と130番とコの字型になっている箇所を今回除外して、ここに住宅を建築するというような内容になっているようでございます。建築内容についての詳細は、15ページをご覧ください。このたび、事業計画者が現在のところ酒田市外にお住まいでございますが、このたびこちらの箇所に住宅を建築して転居される予定ということでございます。

なお、都市計画法の市街化調整区域ではありますが、都市デザイン課との調整は済んでおりまして、開発許可できる見込みとなっております。併せてこの農振計画から除外された折には、農地転用申請がかかる予定となっているものでございます。

今回、求められた意見については、農業委員会からの回答後に市が2月下旬に県に事前協議を行います。そして、その1か月後から45日間の縦覧を行い、さらに県への本協議を経て市が決定の公告を行う流れとなっております。

なお、この農振除外の意見に先立ちまして、1月21日に土地利用調整委員会においては、書面決議でこの除外について決定がされているということでございます。

説明は以上です。

○齋藤 均 議長

ご質問、ご意見のある方お願いします。  
ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。議第10号 酒田農業振興地域整備計画の変更について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第10号 酒田農業振興地域整備計画の変更について決定といたします。

---

閉 会

以上をもちまして、令和3年2月定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

(午前10時39分 閉会)